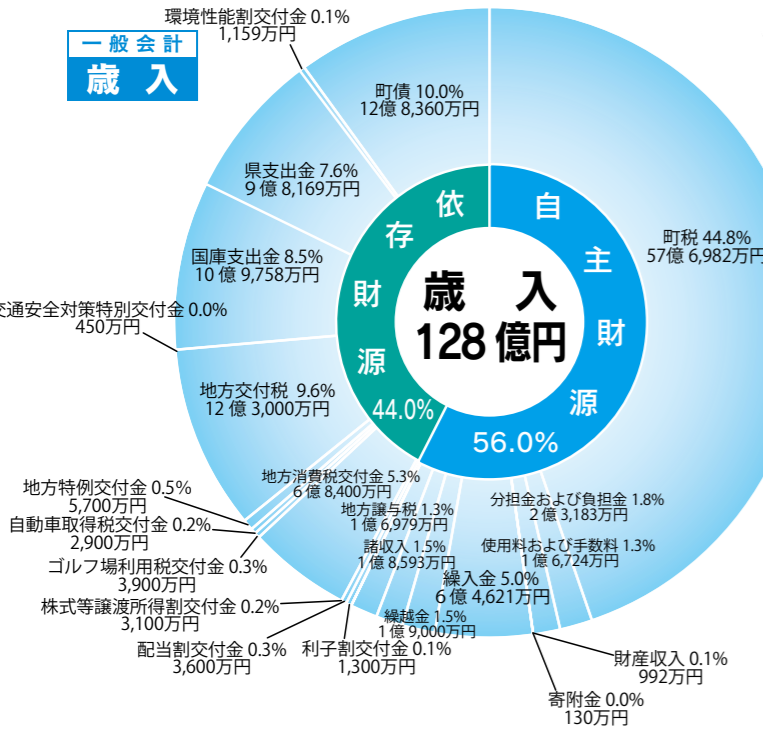


歳入のPOINT

- ・固定資産税等の増額で町税は8.1%増
- ・基金繰入金の減少等で自主財源は2.4%減
- ・町債等の増加で依存財源は4.4%増

歳入全体における自主財源は、前年度の千種地区コミュニティセンター整備事業やB&G海洋センター西側グラウンド整備事業に係る基金繰入金の減少等により前年度比1億7,955万円、2.4%減の72億225万円を計上しています。

また、依存財源は、中学校の大規模改造事業に係る町債の増加等により前年度比2億3,955万円、4.4%増の56億6,775万円を計上しています。歳入全体に占める割合は、自主財源が56.0%、依存財源が44.0%です。

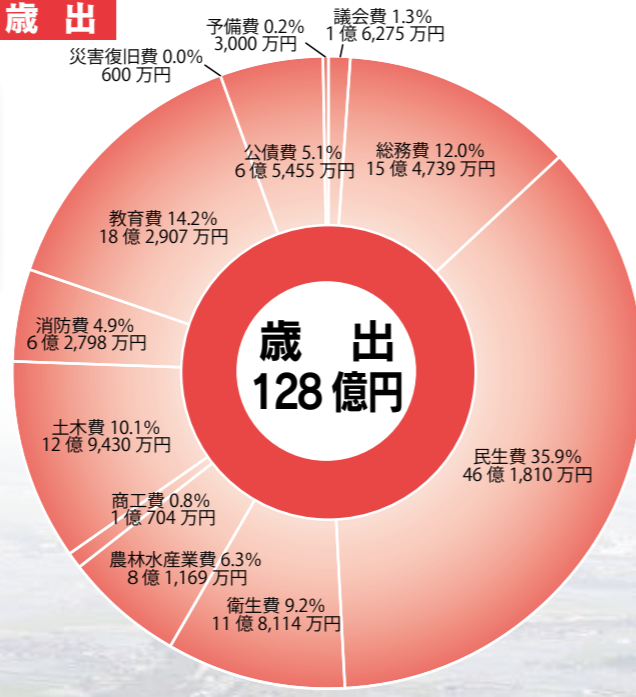


歳出のPOINT

- ・人件費等の義務的経費は0.6%増
- ・学校の改修工事等で投資的経費は12.4%増
- ・出資金等の減少でその他の経費は3.1%減

性質別における義務的経費は、保育園に係る人件費および公債費の増加等により前年度比3,339万円、0.6%増の52億8,408万円を計上しています。投資的経費は、小学校および中学校の大規模改造事業、農地耕作条件改善事業に係る増加等により前年度比2億1,028万円、12.4%増の18億9,988万円を計上しています。その他の経費は、戸籍システム更新業務委託における物件費および湯の山地域空き家再生等推進事業補助金における補助費等の減少等により前年度比1億8,366万円、3.1%減の56億8,604万円を計上しています。

一般会計 歳出



各会計の予算規模

会計	予算規模	前年度との比較
一般会計	128億7,000万円	0.5%増
特別会計	国民健康保険 38億円	3.8%減
	土地取得 701万円	1266.9%増
	介護保険 34億1,500万円	7.2%増
	後期高齢者医療 8億2,000万円	0.6%増
企業会計	水道事業 12億8,621万円	12.4%減
	下水道事業 31億2,851万円	6.2%増
予算総額	253億2,673万円	0.6%増

※四捨五入の関係で合計額等が合わない場合があります。

私（町長）の今後の菰野町政に対する方針は、一言で言えば住民自治の実現につきまします。憲法の第8章、第92条の定めに「地方自治の本旨」とあり、住民自治の本旨の根幹が住民自治です。住民自治とは、住民の思いに基づいて地方自治は実施されなければならないという事です。住民の思いを政治に直結させなければならぬ。このことは、憲法第93条第2項で首長と議員は「直接」選挙で選ばれるとされていることからも分かります。憲法に定めがあるのですから、住民自治の実現というのは、地方自治の代表者の義務といえることができます。しかし、実際は住民の思いではなく単なる代表者個人の思いに従って、政策は実現されがちです。そうではなく、住民の思いを実現するという事。このことから一切ぶれることなく政策を実施すること。これが私の施政方針です。具体的には、住民にはさまざまな思いがあるはず。その思いを町としての決定をする際に、きちんと生かす必要があります。たとえば議案を議会に提出する前に私は、職員、区長、町のいろいろな方の意見を聴

所信表明

住民自治の実現



することを意識しなければならぬことは大変重要です。しかし、持続可能なまちづくりは、どこの時代でもこの地域でもしなければならぬ、いわば当然のことです。自治体がいなければならぬのは、この当然のことを踏まえて住民の思いを実現し、もっと住みよいまちをつくることです。もっと住みよいまちをつ

くることが人口減少を抑えることになり、税収を増やし、いわば攻めの姿勢によって持続可能なまちをつくることできる。これが私の思いです。この思いに従って、この町に住んでよかった。住民の皆様にもそう思ってもらえるまちづくりをしたいと考えています。

初予算として、総額約253億円が3月の菰野町議会定例会に提案されました。今回は、柴田孝之町長の就任後、議会までの日数が少ないことから一般会計は骨格予算での提案となりました。そのため政策的な経費や投資的な経費に関する部分は、補正予算での対応となる予定です。ここでは一般会計予算について、柴田町長が議会で行った所信表明とともにご紹介します。

私の今後の菰野町政に対する方針は、一言で言えば住民自治の実現につきまします。憲法の第8章、第92条の定めに「地方自治の本旨」とあり、住民自治の本旨の根幹が住民自治です。住民自治とは、住民の思いに基づいて地方自治は実施されなければならないという事です。住民の思いを政治に直結させなければならぬ。このことは、憲法第93条第2項で首長と議員は「直接」選挙で選ばれるとされていることからも分かります。憲法に定めがあるのですから、住民自治の実現というのは、地方自治の代表者の義務といえることができます。しかし、実際は住民の思いではなく単なる代表者個人の思いに従って、政策は実現されがちです。そうではなく、住民の思いを実現するという事。このことから一切ぶれることなく政策を実施すること。これが私の施政方針です。具体的には、住民にはさまざまな思いがあるはず。その思いを町としての決定をする際に、きちんと生かす必要があります。たとえば議案を議会に提出する前に私は、職員、区長、町のいろいろな方の意見を聴

き、委員会や審議会からの答申も踏まえつつ、さまざまな思いをふるいかけ、一番住民の思いに近いと思うものを提案します。議員の皆様は、別の提案、思いを議場に出していただき、議論をしましょう。その結果、住民の本当の思いとは何か分かってきます。この思いと、仮に私の掲げた公約と住民の思いにズレがある場合は、これを修正することも辞さ

ないこととなります。次に、私の政治方針としてお示しするのが、政治的な意思決定には是々非々で臨むということです。日本という国自体が成熟し、飛躍的な発展を望むことが困難な反面、財政支出の増加が予想されます。このような現状の下、慎重な行政運営をすることが必要なことは明らかです。その意味で持続可能なまちづくりを